

平成二十年厚生労働省令第二号

社会保険協定の実施に伴う国民年金法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）及び社会保険協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の規定に基づき、並びに社会保障協定及び同法を実施するため、社会保険協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 相手国法令の適用の免除（第一条～第十一条）

第二章 国民年金関係

第一節 被保険者の手続の特例（第十二条）

第二節 受給権者の手続の特例（第十三条～第十八条）

第三章 厚生年金保険関係

第一節 被保険者の手続の特例（第十九条～第二十一条）

第四章 雜則（第二十九条～第三十五条）

附則

第一節 相手国法令の適用の免除（第二十二条～第二十八条）

第二節 被保険者の手続の特例（第二十九条～第三十五条）

第三節 相手国法令の適用の免除（第三十六条～第三十七条）

第四節 相手国法令の適用の免除（第三十八条～第三十九条）

第五節 相手国法令の適用の免除（第四十条～第四十一条）

第六節 相手国法令の適用の免除（第四十二条～第四十三条）

第七節 相手国法令の適用の免除（第四十四条～第四十五条）

第八節 相手国法令の適用の免除（第四十六条～第四十七条）

第九節 相手国法令の適用の免除（第四十八条～第四十九条）

第十節 相手国法令の適用の免除（第五十条～第五十一条）

第十一節 相手国法令の適用の免除（第五十二条～第五十三条）

第十二節 相手国法令の適用の免除（第五十四条～第五十五条）

第十三節 相手国法令の適用の免除（第五十六条～第五十七条）

第十四節 相手国法令の適用の免除（第五十八条～第五十九条）

第十五節 相手国法令の適用の免除（第六十条～第六十一条）

は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）

三 就労の形態

四 当該申請に係る日本国の領域内における就労の開始予定年月日及び終了予定年月日

五 申請者に当該日本国の領域内における就労に係る雇用主があるときは、当該雇用主が前各号について確認した旨

（法第二条第三号に規定する法令をいう。以下同じ。）の適用の免除を受けるため、適用証明書の交付を受けようとする者（第二号被保険者を除く。）であつて相手国（同条第二号に規定する相手国をいう。以下同じ。）の領域内において就労するものは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 相手国の領域内における就労の形態

四 当該申請に係る相手国の領域内における就労の開始予定年月日及び終了予定年月日

五 相手国の領域内における就労先の名称及び所在地

六 前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保険協定に係る場合に応じ、同表の第二欄に掲げる事項

五	四	三	二
（以下「フランス協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）
一 社会保険に関する日本 とドイツ連邦共和国との間の協定（以下「ドイツ連邦共和国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とベルギー王国との間の協定（以下「ベルギー王国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 と大韓民国との間の協定（以下「韓国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 と大韓民国との間の協定（以下「韓国協定」という。）

五	四	三	二
（以下「フランス協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）
一 社会保険に関する日本 とベルギー王国との間の協定（以下「ベルギー王国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）

六	五	四	三	二
（以下「フランス協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）
一 社会保険に関する日本 とフランス共和国との間の協定（以下「フランス共和国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）

六	五	四	三	二
（以下「フランス協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）	（以下「韓国協定」という。）
一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）	一 社会保険に関する日本 とオランダ王国との間の協定（以下「オランダ王国協定」という。）

七	社会保障に 関する日本 とチエコ 共和国との 間の協定 （以下「チ エコ協定」 といふ。）	社会保 障に 関する日本 とスペイ ンとの間の 協定（以下 「スペイン 協定」とい う。）	社会保 障に 関する日本 とブラジ ル連邦共和 国との間の 協定（以下 「ブラジ ル協定」とい う。）	社会保 障に 関する日本 とハンガ リとの間 の協定（以 下「ハンガ リ協定」とい う。）
の旨 を締 結し ないとき そ	チエコ共和国の領域内における就労先の登録番号（申請者がスペインの事業所において就労する場合に限る。以下同じ。）。	スペインの領域内における就労先の登録番号（申請者がスペインの事業所において就労する場合に限る。以下同じ。）。	ブラジル連邦共和国の登録番号（申請者がハンガリーの事業所において就労する場合に限る。以下同じ。）。	ハンガリーの領域内における就労先の登録番号（申請者がハンガリーの領域内における就労によるものであるときは、その旨及び次の又は口に掲げる区分に応じ、当該雇用主が有する雇用契約に定める事項

二十 の間の協定 に関する日本 共和国とイタリ ア共和国と	社会保障に 関する日本 国とスロバ キア共和国 との間の協 定（以下「ス ロバキア協定」とい う。）	社会保障に 関する日本 国とスロバ キア共和国 との間の協 定（以下「ス ロバキア協定」とい う。）	一十
内務番号 における就労先の税 の旨	イタリア共和国の領域 における就労先の雇用主の指揮の下にあると	二 申請者がスロバキア共和国の領域内における就労に關しスロバキア共和国の領域内における就労に關しスロバキア共和国の領域内に事業所を有する雇用主と雇用契約を締結し、	申請者に日本本国の領域内における就労に係る雇用主があり、かつ、スロバキア共和国の領域内における就労が当該雇用主の命によるものであるときは、その旨及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

九 スロバキア協定	十 イタリア協定	十一 日本国
申請者に日本国の領域内における就労に係る雇用主があり、かつ、スロバキア共和国の領域内における就労が当該雇用主の命によるものであるときは、その旨及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項	一 申請者がスロバキア共和国の領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないとき その旨 二 申請者がスロバキア共和国の領域内における就労に關しスロバキア共和国の領域内に事業所を有する雇主と雇用契約を締結し、かつ、日本の領域内における就労に係る雇用主の指揮の下にあるとき その旨 イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号	申請者が第一条第五号又は前条第七号に該当した者であるときは、当該雇用主が前各号について確認した旨
被用者又は自営業者の区分	厚生労働大臣は、前三条の規定により申請書の提出を受けた場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、次に掲げる事項を記載した適用証明書を作成して申請者に交付しなければならない。	一 氏名、生年月日及び日本国の領域内における住所 二 所在地
基礎年金番号	日本国の領域内における事業所の名称及び所在地（申請者が被用者である場合に限る。）	三 合衆国協定第四条の規定により、合衆国費用負担法令の適用の免除を受けようとする期間
（厚生年金保険の被保険者に係る適用証明書の交付申請）	申請者が該当する社会保障協定の規定	六 申請者に対しても日本国の法令が適用される期間

厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項

第二欄

欄一第一	欄二	欄三	欄四	欄五
第一	第二	第三	第四	第五
第一 ドイツ連邦共和国の領域 内で就労する間の雇用関係	第二 ドイツ連邦共和国の領域 内で就労する間の雇用関係	第三 アイルランド連合王国の領域 内において同時に就労する場合の住所	第四 ベルギー王国の領域内において同時に就労する場合の住所	第五 フランス共和国の領域内における就労先の登録番号
第二 ドイツ年金制度の加入期間を有する者にあっては、ドイツ保険番号	第一 ドイツ年金制度の加入期間を有する者にあっては、ドイツ保険番号	第二 アイルランド連合王国の領域内において同時に就労する場合の住所	第三 ベルギー王国の領域内において同時に就労する場合の住所	第四 フランス共和国の領域内における就労先の登録番号
第一 ドイツ連邦共和国の領域 内で就労する間の雇用関係	第二 ドイツ連邦共和国の領域 内で就労する間の雇用関係	第三 アイルランド連合王国の領域 内において同時に就労する場合の住所	第四 ベルギー王国の領域内において同時に就労する場合の住所	第五 フランス共和国の領域内における就労先の登録番号

六	七	八	九	十
定協ダンラオ	定協コエチ	定協シイペス	定協ルジラブ	定協リガンハ
域内に滞在するときは、当該配偶者又は子の氏名、生年月日及び続柄	オランダ王国の領域内において就労し、かつ、オランダ協定第七条1の規定によりオランダ王国の社会保障の部門に関する法令の規定の適用を免除することとされたことがあるときは、当該申請に係る就労の開始の予定日が直近の当該オランダ王国の領域内における就労の終了の日から一年を経過している旨	スペインの領域内における就労先の登録番号	ブラジル連邦共和国の領域内における就労先の登録番号	一 ハンガリーの領域内における就労先の登録番号 二 当該申請に係る被保険者がハンガリーの領域内における就労に關し他の雇用契約を締結しないときは、その旨 三 当該申請に係る被保険者がハンガリーの領域内における就労に關し他の雇用契約を締結するときは、当該他の雇用契約が申請者の関連する雇用者との間で締結される旨及び当該関連する雇用者がハン

書の再交付を厚生労働大臣に申請しなければならない。

二 適用証明書を失ったとき

三 適用証明書を破ったとき

四 適用証明書の記載内容に変更を生じたとき

五 フランス協定第十条2に規定する随伴する配偶者又は子に変更があつたとき

前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した再交付の申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名・性別・生年月日及び住所

二 個人番号又は基礎年金番号

三 当該申請に係る相手国の領域内における就労の開始年月日

四 相手国(前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じた場合に限る)又は第五号の事由により前項の申請をしようとするときは、当該配偶者又は子の氏名、生年月日及び続柄

五 適用証明書の再交付を申請するに至つた事由

六 前項第五号の事由により前項の申請をしようとするときは、当該配偶者又は子の氏名、生年月日及び続柄

七 前項第四号(前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じた場合に限る)又は第五号の事由により前項の申請をしようとするときは、当該雇用主の命によるものであるときは、当該雇用主が、第四号又は前号に掲げる事項について確認した旨

第一項第二号から第五号までのいずれかに該当する事由が生じたことにより前項の申請書を提出するときは、これに当該適用証明書を添えなければならない。

四 前条の規定により適用証明書の交付を受けた者は、第二項の申請書を適用事業所の事業主を経由して提出することができる。

第十条 第四条又は第八条の規定により適用証明書の交付を受けた者に係る国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号。以下「国民年金規則」という。)第七条又は厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号。以下「厚年規則」という。)第二十二条の規定による氏名変更の届出には、当該適用証明書を添えなければならない。

則第十五条第一項又は第二項」とあるのは「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第十条第二項第三号若しくは第四号又は第三項」と読み替えるものとする。

第十五条 令第百条の規定により国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第百九十四号)第七条及び第八条の規定を読み替えて適用する場合における国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第十号)附則第三条及び第四条の規定の適用について、同令附則第三条第二項第三号中「施行日」とあるのは「社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この号において同じ。)の効力発生の日(二以上の相手国期間(同条第五号に規定する相手国期間をいう。以下この号において同じ。)を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいう。)と、同令附則第四条中「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号。以下「平成二十二年改正法」という。)の施行日」とあるのは「社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)第二条第一号に規定する法律(平成二十二年改正法)の施行日」とあるの(改定の請求等の特例)

第十六条 法第十一条第一項若しくは第三項又は法附則第七条の規定に該当する者が国年規則第三十三条の二の規定により行う改定の請求又は国年規則第三十五条の二の規定により行う支給停止事由消滅の届出は、当該請求書又は届書に相手国期間申立書を添えなければならない。(申請書等の経由の特例)

第十七条 国年規則第二章に規定する申請書、届書若しくは請求書又は昭和六十一年改正省令附

則第八条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同条に掲げる旧国民年金法による年金たる給付に関する請求、届出その他の手続に係る請求書若しくは届書については、それぞれ相手国法令(令第九十条各号に掲げる相手国法令に限る。)の規定により同種の申請書、届書又は請求書を受理することとされている相手国実施機関等を経由して提出することができる。

前項の規定により第十三条第一項各号に掲げる裁定の請求を行う場合において、相手国実施機関等が当該裁定の請求を行う者は当該裁定の請求に係る被保険者であつた者の生年月日を確認したことと証する書類を有するときは、国年規則又は昭和六十一年改正省令附則第八条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧国年規則の規定により請求書に添えなければならないこととされている生年月日に係る市町村長の証明書又は戸籍の抄本については、添えることを要しない。

第一項の規定により第十三条第一項各号に掲げる裁定の請求を行う場合は、國年規則の規定により請求書に添えなければならないこととされた旧国年規則の規定により読み替えられている共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間を確認した書類又は昭和六十一年改正省令附則第八条の規定により請求書に添えなければならないことを要しない。

第一項の規定により第十三条规定により請求書に添えなければならないこととされている通算対象期間を確認した書類については、添えることを要しない。

第一項の規定により第十三条第一項第三号に掲げる裁定の請求を行う場合において、相手国実施機関等が当該裁定の請求に係る被保険者は被保険者であつた者の死亡した年月日及び死は、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日。次条第三項第七号ロにおいて「発効日」という。(同条第五号に規定する相手国期間をいう。以下このハにおいて同じ。)を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定の効力発生の日(二以上の相手国期間をいう。以下このハにおいて同じ。)の効力発生の日(二以上の相手国期間をいう。以下このハにおいて同じ。)を有する者にあつては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定の効力発生の日(二以上の相手国期間をいう。以下このハにおいて同じ。)とする。

第十八条 令第三十六条第二項及び第三項ただし書の厚生労働省令で定める場合は、当該受給権者の老齢基礎年金の振替加算等(法第十条第二項に規定する老齢基礎年金の振替加算等をいう。以下同じ。)の額が当該配偶者の老齢基礎年金の振替加算等の額と同額である場合であつて、当該受給権者が主として配偶者の収入により生計を維持する場合とする。

令第三十六条第四項の厚生労働省令で定める場合は、当該受給権者の老齢基礎年金の振替加算等の額が同項各号に掲げる加給年金額に相当する部分の額と同額である場合であつて、当該受給権者の配偶者が主として当該受給権者の収入により生計を維持する場合とする。

第三章 厚生年金保険関係

第一節 被保険者の手続の特例
(厚生年金保険の特例加入被保険者の資格取得の申出)
第十九条 法第二十五条第一項の規定による被保険者の資格取得の申出(第一号厚生年金被保険者となる者に係るものに限る。)は、当該申出を行う者を使用する適用事業所の事業主をして、次に掲げる事項を記載した申出書を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出する(厚生年金保険の特例加入被保険者の資格取得の申出)。

第一節 被保険者の手続の特例
(厚生年金保険の特例加入被保険者の資格取得の申出)
第二十一条 法第二十五条第三項の規定による被保険者の資格喪失の申出(第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。)は、当該厚生年金保険の被保険者を使用する適用事業所の事業主を経由して、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。
(厚生年金保険の特例加入被保険者の資格喪失の申出)

第二十二条 次の各号に掲げる裁定の請求は、請求書に相手国期間申立書(第三号及び第五号に掲げる請求の場合にあつては、死亡した被保険者又は被保険者であつた者に係る相手国期間申立書)を添えなければならない。

第二十三条 法第二十七条第一号の規定に該当する者が正法附則第五条第十号に規定する第一種被保險者、同条第十一号に規定する第二種被保險者及び同条第十二号に規定する第三種被保險者とのいずれであるかの区別をいう。(第二十一條第三号において同じ。)

第二十四条 第一項第二号に該当することとなつた日
一 報酬月額
二 個人番号又は基礎年金番号
三 被保険者の種別(昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十号に規定する第一種被保險者、同条第十一号に規定する第二種被保險者及び同条第十二号に規定する第三種被保險者とのいずれであるかの区別をいう。第二十一條第三号において同じ。)

第二十五条 第一項の規定により同項の申出書に記載する者は、基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号を明らかにすることができる書類については、添えることを要しない。

第二十六条 法第二十四条第一項第二号に該当することとなつた日
一 前項の規定により同項の申出書に記載する者は、基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号を明らかにすることができる書類については、添えることを要しない。

第二十七条 法第二十七条第一号の規定に該当する者が厚年規則第三十条の規定により行う老齢厚生年金の裁定の請求は、請求書に相手国期間申立書(第三号及び第五号に掲げる請求の場合にあつては、死亡した被保険者又は被保険者であつた者に係る相手国期間申立書)を添えなければならない。

第二十八条 法第二十八条第一項(令第百十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第二項(令第百十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、第二十九条、第三十八条规定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、第三十九条第一項(令第百二十五条の規定により読み替えて適用する場合及び令第百二十四条の規定によりみなしして適用する場合を含む。以下同じ。)、第四十条の規定により読み替えて適用する場合及び令第百二十四条の規定によりみなしして適用する場合を含む。以下同じ。)

第二十九条 法第二十九条第一項(令第百二十五条の規定により読み替えて適用する場合及び令第百二十四条の規定により行う障害厚生年金又は障害手当金の裁定の請求

第二十条 令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者は、社会保険協定の規定に基づき相手国法令の規定の適用を受けることを相手国実施機関等その他関係機関に申し出て、当該相手国法令の規定の適用を受けることとなつた者に規定する老齢基礎年金の振替加算等をいふ。以下同じ。)の額が当該配偶者の老齢基礎年金の振替加算等の額と同額である場合であつて、当該受給権者が主として配偶者の収入により生計を維持する場合とする。

第二十一条 法第二十五条第三項の規定による被保険者の資格喪失の申出(第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。)は、当該厚生年金保険の被保険者を使用する適用事業所の事業主を経由して、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。
(厚生年金保険の特例加入被保険者の資格喪失の申出)

第二十二条 次の各号に掲げる裁定の請求は、請求書に相手国期間申立書(第三号及び第五号に掲げる請求の場合にあつては、死亡した被保険者又は被保険者であつた者に係る相手国期間申立書)を添えなければならない。

第二十三条 法第二十七条第一号の規定に該当する者が正法附則第五条第十号に規定する第一種被保險者、同条第十一号に規定する第二種被保險者及び同条第十二号に規定する第三種被保險者とのいずれであるかの区別をいう。(第二十一條第三号において同じ。)

第二十四条 第一項第二号に該当することとなつた日
一 報酬月額
二 個人番号又は基礎年金番号
三 被保険者の種別(昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十号に規定する第一種被保險者、同条第十一号に規定する第二種被保險者及び同条第十二号に規定する第三種被保險者とのいずれであるかの区別をいう。第二十一條第三号において同じ。)

第二十五条 第一項の規定により同項の申出書に記載する者は、基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号を明らかにすることができる書類については、添えることを要しない。

第二十六条 法第二十四条第一項第二号に該当することとなつた日
一 前項の規定により同項の申出書に記載する者は、基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号を明らかにすることができる書類については、添えることを要しない。

第二十七条 法第二十七条第一号の規定に該当する者が厚年規則第三十条の規定により行う老齢厚生年金の裁定の請求は、請求書に相手国期間申立書(第三号及び第五号に掲げる請求の場合にあつては、死亡した被保険者又は被保険者であつた者に係る相手国期間申立書)を添えなければならない。

第二十八条 法第二十八条第一項(令第百十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第二項(令第百十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、第二十九条、第三十八条规定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、第三十九条第一項(令第百二十五条の規定により読み替えて適用する場合及び令第百二十四条の規定により行う障害厚生年金又は障害手当金の裁定の請求

(令第三十六条の厚生労働省令で定める場合)
第二十条 令第五十一条に規定する厚生労働省令で定める者は、社会保険協定の規定に基づき相手国法令の規定の適用を受けることを相手国実施機関等その他関係機関に申し出て、当該相手国法令の規定の適用を受けることとなつた者に規定する老齢基礎年金の振替加算等(法第十条第二項に規定する老齢基礎年金の振替加算等をいふ。以下同じ。)の額が当該配偶者の老齢基礎年金の振替加算等の額と同額である場合であつて、当該受給権者が主として配偶者の収入により生計を維持する場合とする。

第二十一条 法第二十五条第三項の規定による被保険者の資格喪失の申出(第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。)は、当該厚生年金保険の被保険者を使用する適用事業所の事業主を経由して、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。
(厚生年金保険の特例加入被保険者の資格喪失の申出)

第二十二条 次の各号に掲げる裁定の請求は、請求書に相手国期間申立書(第三号及び第五号に掲げる請求の場合にあつては、死亡した被保険者又は被保険者であつた者に係る相手国期間申立書)を添えなければならない。

第二十三条 法第二十七条第一号の規定に該当する者が正法附則第五条第十号に規定する第一種被保險者、同条第十一号に規定する第二種被保險者及び同条第十二号に規定する第三種被保險者とのいずれであるかの区別をいう。(第二十一條第三号において同じ。)

第二十四条 第一項第二号に該当することとなつた日
一 報酬月額
二 個人番号又は基礎年金番号
三 被保険者の種別(昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十号に規定する第一種被保險者、同条第十一号に規定する第二種被保險者及び同条第十二号に規定する第三種被保險者とのいずれであるかの区別をいう。第二十一條第三号において同じ。)

第二十五条 第一項の規定により同項の申出書に記載する者は、基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号を明らかにすることができる書類については、添えることを要しない。

第二十六条 法第二十四条第一項第二号に該当することとなつた日
一 前項の規定により同項の申出書に記載する者は、基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号を明らかにすることができる書類については、添えることを要しない。

第二十七条 法第二十七条第一号の規定に該当する者が厚年規則第三十条の規定により行う老齢厚生年金の裁定の請求は、請求書に相手国期間申立書(第三号及び第五号に掲げる請求の場合にあつては、死亡した被保険者又は被保険者であつた者に係る相手国期間申立書)を添えなければならない。

第二十八条 法第二十八条第一項(令第百十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第二項(令第百十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、第二十九条、第三十八条规定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)、第三十九条第一項(令第百二十五条の規定により読み替えて適用する場合及び令第百二十四条の規定により行う障害厚生年金又は障害手当金の裁定の請求

齢厚生年金が令第七十九条第二項、第三項ただし書又は第四項の規定に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、厚年規則第三十三条の二第四号中「令第三条の七に掲げる給付」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第七十九条第一項に規定する年金たる給付」と読み替えるものとする。

厚年規則第三十四条の二の規定は、法第二十二条第五号の規定により老齢厚生年金に加算される加給年金額が令第七十九条第二項、第三項ただし書又は第四項の規定により支給を停止されている事由が消滅した場合について準用する。この場合において、厚年規則第三十四条の二第一項第四号及び第二項第二号中「令第三条の七に掲げる給付」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第七十九条第一項に規定する年金たる給付」と読み替えるものとする。

八条第一項、第二項又は第三十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）（厚生年金保険法第五十条の二第一項に規定する加給年金額に相当する部分の加算が行われるものに限る。次項において同じ。）が令第七十九条第二項、第三項ただし書又は第四項の規定に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、厚年規則第四十九条の一第四号中「令第三条の七に掲げる給付」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する政令第七十九条第一項に規定する年金たる給付」と読み替えるものとする。

厚年規則第五十条の三の規定は、法第二十八条第一項、第二項又は第三十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条の二第一項に規定する加給年金額に相当する部分が令第七十九条第二項、第三項ただし書又は第四項の規定により支給を停止され、その事由が消滅した場合について準用する。この場合において、厚年規則第五十条の三第一項第四号及び第二項第二号中「令第三条の七に掲げる給付」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する政令第七十九条第一項に規定する年金たる給付」と読み替えるものとする。

険法による老齢年金（旧厚生年金保険法第三十四条第五項に規定する加給年金額に相当する部分の加算が行われていてるものに限る。次項において同じ。）が令第百三十四条第一項ただし書又は第二項の規定に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、旧厚年規則第三十三条の二第四号中「老齢年金若しくは障害年金又は令第三条の二の二に掲げる給

た場合について準用する。この場合において
旧船保規則第五十六条ノ四第四号中「老齢年金若
ハ障害年金若ハ令第四条の二ニ掲グル給付
とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生
年金保険法等の特例等に関する政令第七十九条
第一項ニ規定スル年金タル給付」と、「老齢年
金若ハ障害年金若ハ同条」とあるのは、「同項
と読み替えるものとする。

定の請求に係る被保険者であつた者の生年月日を確認したことを証する書類を有するときは、厚年規則、昭和六十一年改正省令附則第十四条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧厚年規則、昭和六十一年改正省令附則第二十一条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧船保規則、昭和六十一年改正省令附則

付」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第七十九条第一項に規定する年金たる給付」と読み替えるものとする。

旧厚年規則第三十四条の二の規定は、法附則第十一條第一項第一号に規定する旧厚生年金保險法による老齢年金の旧厚生年金保険法第三十一条第五項に規定する加給年金額に相当する部分が令第百三十四条第一項ただし書又は第二項の規定により支給を停止されている事由が消滅した場合について準用する。この場合において、旧厚年規則第三十四条の二第四号中「老齢第二十五条 厚年規則第三章、第三章の二、第三章の三、附則第六項若しくは第十項に規定する請求書、申請書若しくは届書、昭和六十一年改正省令附則第十四条第一項の規定により読み替えるものとする。

年金若しくは障害年金若しくは令第三条の二に掲げる給付」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第七十九条第一項に規定する年金たる給付」と、「老齢年金若しくは障害年金若しくは同条」とあるのは、「同項」と読み替えるものとする。

旧船保規則第五十三条ノ二の規定は、法附則第十四条第一項第一号に規定する旧船員保険法による老齢年金（旧船員保険法第三十六条第一項の規定に基づき加給すべき額に相当する部分の加算が行なわれているものに限る。次項において同じ。）が令第百三十九条第一項にただし書又は第二項の規定に該当するに至るにつき、

は第二項の規定に該当することのなかった場合は、法附則について準用する。この場合において、旧船保険法による老齢年金の旧船員保険法第三十六条第一項の規定に基づき加給すべき額に相当する部分は、令第四条の二二掲タル給付」とあるのは、年金又ハ令第四条の二二掲タル給付」とあるのは、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第七十九条第一項二規定スル年金タル給付」と読み替えるものとする。

定の請求に係る被保険者であつた者の生年月日を確認したことを証する書類を有するときは、厚年規則、昭和六十一年改正省令附則第十四条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧厚年規則、昭和六十一年改正省令附則第二十一条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧船保規則、昭和六十一年改正省令附則

第二十一条第二項の規定により読み替えられて
なおその効力を有するものとされた昭和六十一
年改正省令第八条の規定による改正前の船員保
険法施行規則の一部を改正する省令、厚生年金
保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成
九年厚生省令第三十一号）又は厚生年金保険法
施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年
厚生労働省令第二十七号）の規定により請求書
に添えなければならないこととされている年生
月日に關する市町村長の證明書又は戸籍の抄本
については、添えることを要しない。

3 第一項の規定により第二十二条第一項各号に
掲げる裁定の請求を行う場合においては、厚年
規則若しくは厚生年金保険法施行規則等の一部
を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十
一号）の規定により請求書に添えなければなら
ないこととされている共済組合の組合員若しく
は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を
確認した書類若しくは厚生年金保険法施行規則
等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働
省令第二十七号）の規定により請求書に添えな
ければならないこととされている共済組合の組
合員若しくは私立学校教職員共済制度の加入者
であつた期間を確認した書類又は昭和六十一年
改正省令附則第十四条第一項の規定により読み
替えられてなおその効力を有するものとされた
旧厚年規則若しくは昭和六十一年改正省令附則
第二十二条第一項の規定により読み替えられて
なおその効力を有するものとされた旧船保規則
の規定により請求書に添えなければならないこ
ととされている通算対象期間を確認した書類に
ついては、添えることを要しない。

4 第一項の規定により第二十二条第一項第三号
又は第五号に掲げる裁定の請求を行う場合にお
いて、相手国実施機関等が当該裁定の請求に係
る被保険者又は被保険者であった者の死亡した
年月日及び死亡の原因を確認したことを証する

二十一 平成二十四年一元化法附則第三十七条

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第九十三条の四及び百四十四条の二

二十二 平成二十四年一元化法附則第六十一条

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十九条の九及び第一百四十四条の二十五の二

二十三 平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第七十七条の二

（法第六十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務）

二十四 法第六十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）第四条第八項又は第二十九条第六項の規定による求めに応じた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）

二 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十八条第三項の規定による求めに応じた資料の提供に係る事務（当該資料の提供を除く。）

（法第六十三条第一項各号に掲げる事務に係る申請等）

第三十五条 法第六十三条第一項各号に掲げる事務に係る申請、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

（適用証明書の申請書に添付すべき書面に関する経過措置）

第二条 フランス協定の効力発生の日前からフランス共和国の領域内において就労し、かつ、フ

ランス社会保障法の適用を受ける者であつて、当該効力発生の日ににおいてフランス協定の申請については、第二条の申請者又は第六条の申請に付する書面を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

（適用証明書の交付申請に関する経過措置）

第三条 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定（以下この条において「中國協定」という。）の規定により中国協定第一条（b）に規定する中華人民共和国の法令の適用の免除を受けるため、第一条に規定する適用証明書の交付を受けようとする者は、中国協定の効力発生の日前においても、それぞれ第二条又は第六条の規定の例により、当該適用証明書の交付の申請をすることができる。

（他の省令の廃止）

第四条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成十二年厚生省令第九号）

二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成十二年厚生省令第三十一号）

三 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第八号）

（法第六十三条第一項各号に掲げる事務に係る申請等）

法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第一百九十号）

（平成二〇年二月二九日厚生労働省令第一七号）

（平成二一年一月二八日厚生労働省令第一六二号）

（平成二一年一月二八日厚生労働省令第一六二号）

（平成二四年一月一一日厚生労働省令第一四号）

（平成二五年一月一三日厚生労働省令第一二九号）

（平成二六年三月二十四日厚生労働省令第二〇号）

（平成二六年四月一日から施行する。）

（平成二七年九月三十日厚生労働省令第一五三号）

（平成二八年三月三一日厚生労働省令第一五五号）

関する日本国とスペインとの間の協定の効力発生の日

（前二号に掲げる規定以外の規定に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生の日）

（平成二三年五月二七日厚生労働省令第六七号）

（平成二三年六月一日から施行する。）

（平成二四年一月一日厚生労働省令第一一号）

（平成二五年一月一三日厚生労働省令第一二九号）

（平成二六年三月二十四日厚生労働省令第二〇号）

（平成二六年四月一日から施行する。）

（平成二七年九月三十日厚生労働省令第一五三号）

（平成二八年三月三一日厚生労働省令第一五五号）

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年一月九日厚生労働省令第一二二号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年二月十五日厚生労働省令第一〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成三十年三月五日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成三十一年二月十五日厚生労働省令第一四号)抄

この省令の施行日前に住所の変更又は死亡があつた場合における住所の変更の届出又は死亡の届出については、なお従前の例による。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に住所の変更又は死亡があつた場合における住所の変更の届出又は死亡の届出については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年二月十五日厚生労働省令第一一五号) 抄

この省令は、社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の次に一条を加える改正規定は、社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の効力発生の日の属する月の前月の初日から施行する。

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(国民年金手帳の交付を受けている者等に係る国民年金手帳の使用等に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳及び通知書は、当分の間、この省令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなす。

附 則 (令和五年一〇月二十五日厚生労働省令第一三三号) 抄

この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年一月一七日厚生労働省令第四号) 抄

第 **一条** (施行期日) この省令は、令和六年四月一日から施行する。